

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月5日  
照会部署名 米沢年金事務所厚生年金適用調査課  
照会担当者 厚生年金適用調査課長 小林 修  
連絡先 [REDACTED]

[業務実施部署の確認] 三根

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010—035	本部受付番号 No.2010—1102
------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

一時帰休の月額変更について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

厚生年金保険法第43条第1項

健康保険法第23条第1項

昭和50年3月29日保険発第25号・府保険発第8号「一時帰休等の措置がとられた場合における健康保険及び厚生年金保険の被保険者及び標準報酬の取扱いについて」

疑義照会(回答)票No.2010-346「2つ以上の固定的賃金が変動した場合の月額変更届について」

(内容)

5月支払いから降給となり、同時に5月支払いから一時帰休が解消した場合、2等級以上あがっても下がっても8月改定ということでよいか。

<対応案>

同一月内に固定的賃金の変動要因が複数存在する場合における随時改定については、新たな変動要因となる固定的賃金の合計額が増額であるか減額であるかにより、増額改定なのか減額改定なのかを判断することになる。

(ブロック本部回答)

貴見のとおり。

一時帰休が解消した場合においても固定的賃金の変動とみなし、また、ベースダウンとともに、変動要因が複数存在することになる。

したがって、賃金変動要因が重なった結果、増額か減額かで、8月改定が増額改定なのか減額改定なのかを決定することになる。

なお、一時帰休に係る取扱いについては、変更等があるため本部へ照会したい。

回答日 平成22年11月10日

回答部署名 東北ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター 適用支援G長 小澤昭吉

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

高橋

(本部回答)

ご照会の事例については、平成22年12月15日付【厚年指2010-4  
10】「一時帰休の措置がとられた場合における標準報酬の算定等の取扱い（指示・依頼）」で示したとおり、上がり下がりのいずれかに2等級以上の変動があれば、8月の随時改定に該当することとなる。

回答日 平成22年12月28日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上